

## 総合治水対策プログラム評価骨子に対する意見募集結果と対応

意見内容	対応する項目	対応
これ以上、人工のもので自然に対抗するのはやめたほうが良い。失われた緑による損失も評価すべきではないか。	2.2. 急激な都市化により顕在化した治水上の課題	急激に市街化が進行したことにより河川への流出が増大し、氾濫被害のリスクが増加したことは評価書（案）に記載したとおりであり、総合治水対策では、対策当初からハード対策だけではなく、浸水した際の被害軽減対策などソフト対策も重視しており、その点も評価書に記載。
河川中心で進めてきた総合治水対策が内水対策に対してどのような影響があったかを評価すべきではないか。また、内水対策として下水道が整備されてきたことが、総合治水対策に対してどのような効果があったかを検証することは今後の河川と下水道の連携を図る上で重要なことである。	3.1. 総合治水対策の進捗状況 (1)実績洪水でみた被害軽減効果	河川と下水道は連携して低地地域の浸水被害の軽減を図ってきており、効果の発現状況の評価には河川と下水道の整備による効果が含まれている。
下水道が総合治水対策に含まれていないのであれば、含まなかったことに対する影響について評価すべきなのではないか？	3.1. 総合治水対策の進捗状況 (1)実績洪水でみた被害軽減効果	総合治水対策では下水道による浸水被害軽減対策は全ての河川に含まれている。
<p>・総合治水のいわゆる「流域対策」で、すべての治水対策が解決するという誤解が蔓延していることに同意する。抜本的な治水対策（外水対策）の目標レベルである1/100対策時に流域対策がどの程度効果があり、効率的であるのか、流域対策が内水浸水対策の側面が強い（寝屋川や大和川など）ことも理解されていないように思う。</p> <p>・国土交通省においては、国民に誤解を与えないような情報提供、治水対策の効果的な、段階的な実施のなかにおいて、総合治水がどのような位置づけなのかを明確に打ち出す必要があると考える。</p>	4.2 総合治水対策の手法の波及	評価書（案）4.2に記載しているとおり。7.5に記載したとおり今後も実績データを収集し、効果等を含め議論することにより理解が進むようにしていきたい。
遊水地域内で開発（盛土）が行われている事例がある。これに対する対応として土地利用部局との有機的な連携のもと遊水地域への配慮の継続とありますが、課題で有るように「遊水地区内」の課題への対応が総合治水では重要である。（新川では、遊水地区対策50m <sup>3</sup> /s・保水低地対策50m <sup>3</sup> /s）	5.2. 流域対策 (1)土地利用（三地域区分）	評価書（案）に記載。

## 総合治水対策プログラム評価骨子に対する意見募集結果と対応

意見内容	対応する項目	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策の面から、重要な地域をGISデータに落とし、土地利用誘導や具体的な大規模開発の際に利用できる仕組みが必要だと思います。</li> <li>・東京都では、崖線や河川、緑の分布状況を骨格とした地図を作成し、ガイドラインとして公共や民間開発の誘導に活用する予定です。</li> </ul>	5.2. 流域対策 (1)土地利用（三地域区分）	市街化区域区分の決定の際に三地域区分に配慮することとされており、遊水地域についてはおおむね保全が図られており、引き続き継続して努力していく旨の評価をしている。また、地域での取り組みを評価し支援する仕組みについて検討していくこととしている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（土地利用）の側面からの被害軽減策も感覚的には、提唱されるが、数十年來、言われているが住民のニーズや行政の限界があるように思える。</li> </ul>	5.2. 流域対策 (1)土地利用（三地域区分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後現下の情勢にあった施策について研究する取り組みを行うこととしている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地事業との連携について触れるべきだと思います。</li> <li>・東京都や都下区市町村で取り組まれている、以下のような事業も重要な流域対策として位置づけるべきだと思います。</li> <li>・都立公園における雨水浸透事業・中小河川改修事業に伴う、河川緑地の整備</li> <li>・上流域の丘陵地の緑地保全・整備</li> <li>・また、具体的な流域対策の重点投資の取組として、河川沿いに既に指定されている河川緑地を河川改修にあわせて重点的に整備するべきだと思います。</li> <li>・東京都でも、河川、公園の連携事業として行う体制づくりが検討されています。</li> </ul>	5.2. 流域対策 (2)貯留浸透施設整備	緑地公園事業とは次官通達にあるとおり、治水緑地事業の創設以来連携を図っており、また、既存の公園についても流域貯留浸透事業で貯留浸透機能を付加する事業に取り組んでいる。 今後より一層連携を図るよう評価書に記載。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっと自然の力、森や池といったものを活用できないものか、都市部においても庭や公園といったものを活用すべきである。</li> </ul>	5.2. 流域対策 (2)貯留浸透施設整備	緑地公園事業とは次官通達にあるとおり、治水緑地事業の創設以来連携を図っており、また、既存の公園についても流域貯留浸透事業で貯留浸透機能を付加する事業に取り組んでいる。 今後より一層連携を図るよう評価書に記載。
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の評価のなかでは、下水道事業者や都市計画の担当などでの行政側の評価がよく見えない。このあたりの意見や状況なども加えることがバランスのある評価につながると考える。</li> </ul>	5.2. 流域対策 (1)土地利用（三地域区分） (3)下水道との連携強化	各協議会に対するアンケート調査を行うとともに、評価書（案）のは都市地域整備局と共同して作成されている。

## 総合治水対策プログラム評価骨子に対する意見募集結果と対応

意見内容	対応する項目	対応
総合治水対策では、河川の氾濫に対する対策が中心となっており、近年の局所的集中豪雨による内水被害への対応がおざなりになっているのではないか。	5.2. 流域対策 (3)下水道との連携強化	下水道事業との連携の強化については評価書(案)に記載
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ作成時には、土砂災害を考慮したものとする必要があるように思う。</li> <li>・内水域が、浸水被害を出すような雨が降った場合、外水域(主に山麓部)では土砂災害が発生している可能性が大きい。</li> <li>・内水浸水、土砂災害を考えると、避難場所、避難ルートが非常に制約される。</li> </ul>	5.3. 被害軽減対策(浸水に対する住まい方の工夫)	「洪水ハザードマップ作成要領解説と作成手順例」では、水沢市のハザードマップで土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を表示している事例をあげており、今後とも同解説を普及していくことを考えている(評価書への記載はしない) また、愛知県が新川、境川等で内水も考慮し、降雨の確率年を数段階実施した解析を行い市町村へ提供している事例もあり、こうした取り組みは評価書に記載。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水(あるいは、流域対策を加味した総合的な治水対策)の目標を内水と外水に分けることや、暫定的な対策では、抜本的な対策にまで、拡大することを検討すべきと思う(寝屋川や鶴見川ではすでにそのレベルに入っているのではないか)</li> </ul>	7.1 さらに高いレベルの安全度を達成するためには流域対策は不可欠	都市水害法は指摘の趣旨を反映したものであり、評価書(案)7.1に記載。
今後の方向と具体の課題で、流域対策として「都市水害新法の着実な施行、適用を図る」とありますが、流域対策の課題が都市新法の施行では無いと考えますが...	7.1. さらに高いレベルの安全度を達成するためには流域対策は不可欠	総合治水対策の今後の方向性に述べている通り、都市部において更に高いレベルの治水安全度を達成しようとする総合的な取り組みが必要と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水対策を実施する必要のある地域は、国土のなかでも守るべき資産の集中している地域が多いと考えられる。河川局事業の全体の優先度を十分に考慮した展開を検討されたい。</li> </ul>	7.2 地域での取り組みを支援する重点投資が必要	貴見のとおりであり、今後は地域での取り組みを評価し支援する重点投資を行うことが必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の「ため池」や「田畑」等の保全を進めるため、特定都市河川法でも保全調整池の指定が謳われているが、住民の協力を得やすくするためにも、「ため池」や「保全調整池」「田畑」等については、税金面での優遇や、総合治水対策事業費での補修や維持管理工事の実施も可能とするように出来ないか。</li> </ul>	7.2 地域での取り組みを支援する重点投資が必要	都市水害法では、ため池や既存の防災調整池に必要な治水容量を持たせる整備は可能であると考えられる。農地については効果をどのように担保するかについて課題があると考えられる。

## 総合治水対策プログラム評価骨子に対する意見募集結果と対応

意見内容	対応する項目	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関での総合治水対策の学習の義務化が必要であるように思う。</li> <li>・これまでの努力で、ある程度総合治水対策について、地域啓発してきたが、まだまだ地域住民に総合治水対策が理解されていない部分が多い。</li> <li>・将来を担う、子ども達（小学生、中学生）から理解してもらうことが必要。</li> </ul>	7.3 多面的な取り組みと地域住民の主体的参加	住民の理解と主体的な協力を得るための主体的な努力を評価することは重要である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔に比べ水害はかなり減ったように思う。しかし、昔の小川はコンクリートの深い溝になり汚い水が流れている。</li> </ul>	7.3 多面的な取り組みと地域住民の主体的参加	治水対策のみでなく、水循環の健全化の取り組みとして実施することが必要であると評価書に記載
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的な取り組みと地域住民の参加の中で下水道、土地利用、住宅、道路、農政、環境、防災等他部局間での多岐にわたる連携を推進とあるが、実際の現場ではどの部局がどう責任分担するのが課題。</li> <li>・整備途上で整備レベルを上回る降雨に対する危機管理も、総合的な治水対策として盛り込んで行く際に、責任の所在を明確にすることが必要ではないか。</li> <li>・例えば、下水道排水ポンプの運転調整を実効あるものとするためには、その権限を河川管理者と明確にし、また、地域住民に受け入れられるためには、運転調整で被害を被った住民に対しては、一定の補償制度も必要と感ずる。</li> <li>・農政との連携で、森林の保全「育成」を総合治水対策のメニューに明確にしては。</li> </ul>	7.4 部局間での多岐にわたる連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任の所在を明確化するに当たっては、認識の共有が重要であり、7.5で示したようなデータに基づく議論が重要である。</li> <li>・ポンプの運転調整については、河川管理者は議論の場を設定し、データを提供し、調整・調停にあたることが重要</li> <li>・都市近郊においては、農政が積極的に保全育成していく対象する森林や農地が少なくなり、そこに投資することが難しくなる傾向が強くなる。農政部局と緑地公園部局と連携し保全を図ることが重要であり、議論の場を設定して河川ごとの対策を講じていくことが必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策の面から、重要な地域をGISデータに落とし、土地利用誘導や具体的な大規模開発の際に利用できる仕組みが必要だと思えます。</li> <li>・東京都では、崖線や河川、緑の分布状況を骨格とした地図を作成し、ガイドラインとして公共や民間開発の誘導に活用する予定です。</li> </ul>	7.5 データに基づいた議論によるPLAN-DO-SEE	データに基づいた議論が重要であり、GIS等を活用したデータ整理が必要